

**通所介護・八代市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス）重要事項説明書**

社会福祉法人 八代市社会福祉協議会が運営する八代市社協さわやか荘は
介護保険の指定八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護
（介護予防通所介護相当サービス）の指定を受けています。
（熊本県指定 第4370201412号）

当事業所はご利用者に対して指定通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））を提供します。事業所の概要や提供
されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定等をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について.....	7
7. 契約締結からサービス提供までの流れ.....	8
8. サービス提供における事業者の義務.....	10
9. 虐待防止に関する事項.....	15
10. サービスの利用に関する留意事項.....	15
11. 損害賠償について.....	16
12. サービス利用をやめる場合.....	16

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 八代市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 熊本県八代市本町1丁目9番14号
(3) 電話番号 0965-62-8228
(4) 代表者氏名 会長 中村 博生
(5) 設立年月 平成17年8月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護・八代市介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス)
- (2) 事業所の目的 指定通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、適正な指定通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））を提供します。
- (3) 事業所の名称 八代市社協さわやか荘
(指定通所介護) 熊本県4370201412号
＜指定有効期間＞令和5年8月1日～令和11年7月31日
(第1号通所事業（介護予防相当通所介護）) 熊本県4370201412号
＜指定有効期間＞令和5年8月1日～令和11年7月31日
- (4) 事業所の所在地 熊本県八代市泉町下岳2974番地
- (5) 電話番号 0965-67-3304
- (6) 管理者氏名 塚 田 由 美
- (7) 当事業所の運営方針 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスが提供できるように努めるものとします。また、介護支援専門員の作成する居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））計画を作成し、それに添ったサービスを提供します。
- (8) 開設年月 平成17年8月1日
- (9) 利用定員 30人（指定通所介護・八代市介護予防・日常生活支援総合事業の合計）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 八代市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日を除く。 但し、特別の需要がある場合はこの限りではない)
営業時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 9時30分～16時00分 (但し、特別の需要がある場合はこの限りではない)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		指定基準
	専従	兼務	専従	兼務	
1. 管理者		1			1
2. 生活相談員		2		1	1
3. 看護職員		2		2	1
4. 介護職員	2	4	3	1	4
5. 機能訓練指導員		2		2	1

〈主な業務内容〉

職 種	業 務 内 容
1. 管理者	事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも本事業の提供にあたる。また、それぞれの利用者に応じて通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
2. 生活相談員	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談援助等の生活指導を行う。
3. 看護職員	利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のために適切な措置をとる。
4. 介護職員	指定通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））の提供にあたる。
5. 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護報酬の告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を差し引いた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）12時00分～13時00分

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排せつ

- ・ご利用者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減

退を防止するための訓練を実施します。

＜サービス利用料金(1回あたり)＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

《介護保険負担割合が1割の場合の通所介護》

（サービス利用料金：1回あたり）

介護度	1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）
要介護1	6,580円	5,922円	658円
要介護2	7,770円	6,993円	777円
要介護3	9,000円	8,100円	900円
要介護4	10,230円	9,207円	1,023円
要介護5	11,480円	10,332円	1,148円

（上記サービス料金に以下のサービスを利用した場合に加算される金額：1回あたり）

加算料金	1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）
入浴	400円	360円	40円
サービス提供体制強化	220円	198円	22円

（上記サービス料金に以下のサービスを利用しなかった場合に減算される金額：1回あたり）

減算料金	1. サービス減算料金	2. うち介護保険から 減算される金額	3. 自己負担から差し引 かれる額（1－2）
送迎を行わない場合 (片道)	470円	423円	47円

《介護保険負担割合が1割の場合の八代市介護予防・日常生活支援総合事業》

(サービス利用料金：1月あたり)

要支援度・加算		1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1－2)
要支援1		16,720円	15,048円	1,672円
要支援2		34,280円	30,852円	3,428円
提 供 体 制 強 化	要支援1	880円	792円	88円
	要支援2	1,760円	1,584円	176円

《介護保険負担割合が2割の場合の通所介護》

(サービス利用料金：1回あたり)

介護度	1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1－2)
要介護1	6,580円	5,264円	1,316円
要介護2	7,770円	6,216円	1,554円
要介護3	9,000円	7,200円	1,800円
要介護4	10,230円	8,184円	2,046円
要介護5	11,480円	9,184円	2,296円

(上記サービス料金に以下のサービスを利用した場合に加算される金額：1回あたり)

加算料金	1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1－2)
入浴	400円	320円	80円
サービス提供体制強化	220円	176円	44円

(上記サービス料金に以下のサービスを利用しなかった場合に減算される金額：1回あたり)

減算料金	1. サービス減算料金	2. うち介護保険から 減算される金額	3. 自己負担から差し引 かれる額 (1－2)
送迎を行わない場合 (片道)	470円	376円	94円

《介護保険負担割合が2割の場合の八代市介護予防・日常生活支援総合事業》

(サービス利用料金：1月あたり)

要支援度・加算		1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1－2)
要支援 1		16,720円	13,376円	3,344円
要支援 2		34,280円	27,424円	6,856円
提供 強化 サービス	要支援 1	880円	704円	176円
	要支援 2	1,760円	1,408円	352円

《介護保険負担割合が3割の場合の通所介護》

(サービス利用料金：1回あたり)

介護度	1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1－2)
要介護 1	6,580円	4,606円	1,974円
要介護 2	7,770円	5,439円	2,331円
要介護 3	9,000円	6,300円	2,700円
要介護 4	10,230円	7,161円	3,069円
要介護 5	11,480円	8,036円	3,444円

(上記サービス料金に以下のサービスを利用した場合に加算される金額：1回あたり)

加算料金	1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1－2)
入浴	400円	280円	120円
サービス提供体制強化	220円	154円	66円

(上記サービス料金に以下のサービスを利用しなかった場合に減算される金額：1回あたり)

減算料金	1. サービス減算料金	2. うち介護保険から 減算される金額	3. 自己負担から差し引 かれる額 (1－2)
送迎を行わない場合 (片道)	470円	329円	141円

《介護保険負担割合が3割の場合の八代市介護予防・日常生活支援総合事業》

(サービス利用料金：1月あたり)

要支援度・加算		1. サービス利用料金	2. うち介護保険から 給付される金額	3. サービス利用に係る 自己負担額 (1－2)
要支援1		16,720円	11,704円	5,016円
要支援2		34,280円	23,996円	10,284円
提 供 強 化 サ ー ビ ス	要支援1	880円	616円	264円
	要支援2	1,760円	1,232円	528円

- ・ご利用者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ・当該事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士資格を有する職員が70%以上を占めているため、サービス提供体制強化加算Ⅰイを算定いたします。
- ・ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ・保険料の滞納期間によっては、全額ご利用者の負担となる場合もあります。

・八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護(介護予防通所介護相当サービス)の週利用回数については、ご利用者・事業所・地域包括支援センターと協議の上決定させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食材料費 550円(1回あたり)

②介護保険給付の支給限度額を超えて指定通所介護サービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額がご利用者の負担となります。

③介護職員処遇改善加算Ⅰ

請求額×9.2%の金額がご利用者の負担となります。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

⑤交通費

通常の事業実施地域にお住まいの方は、無料です。

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は通常の事業実施地域を越えた所から、陸路の距離1 kmにつき15円ご利用者に負担していただきます。

- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑥高齢者虐待防止措置未実施減算 報酬額から△1/100

※虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合には減算します。

⑦業務継続計画未策定減算（令和7年3月31日までは適用無し） 報酬額から△1/100

※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用の終了時にお支払い下さい。

ただし、**八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス）**ご利用者の自己負担額については、当該月最初の利用終了時に当該月分を一括でお支払いください。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- ・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定通所介護（**八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス）**）の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔管理者〕 塚 田 由 美

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8時30分～17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

八代市役所 泉支所 地域振興課	所在地 八代市泉町柿迫 3131 番地 電話番号 0965-67-2213 FAX 0965-67-2444 受付時間 8時30分～17時00分
熊本県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 熊本市東区健軍2丁目4-10 電話番号 096-365-0329 FAX 096-214-1105 受付時間 9時00分～17時00分
熊本県 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県社会福祉協議会内 電話番号 096-324-5471 FAX 096-324-5456 受付時間 9時00分～17時00分

(3) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

・利用者及びその家族等からの相談及び苦情については、以下の窓口で対応します。

① 所在地：八代市泉町下岳2974番地 事業所名：八代市社協さわやか荘

② TEL：0965-67-3304 FAX：0965-67-3304

③ 対応日時：月～土曜日 8時30分～17時15分

但し、上記時間以外もご要望があれば対応します。

④ 担当者：（管理者）塚 田 由 美

⑤ 担当者不在のときの対応：上記対応者が不在のときは、当事業所の他の職員がお受けします。

⑥ 備考：当法人で行う他の指定居宅介護サービス事業第1号通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業）をご利用の方については、その事業の職務と兼務しない職員が担当します。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

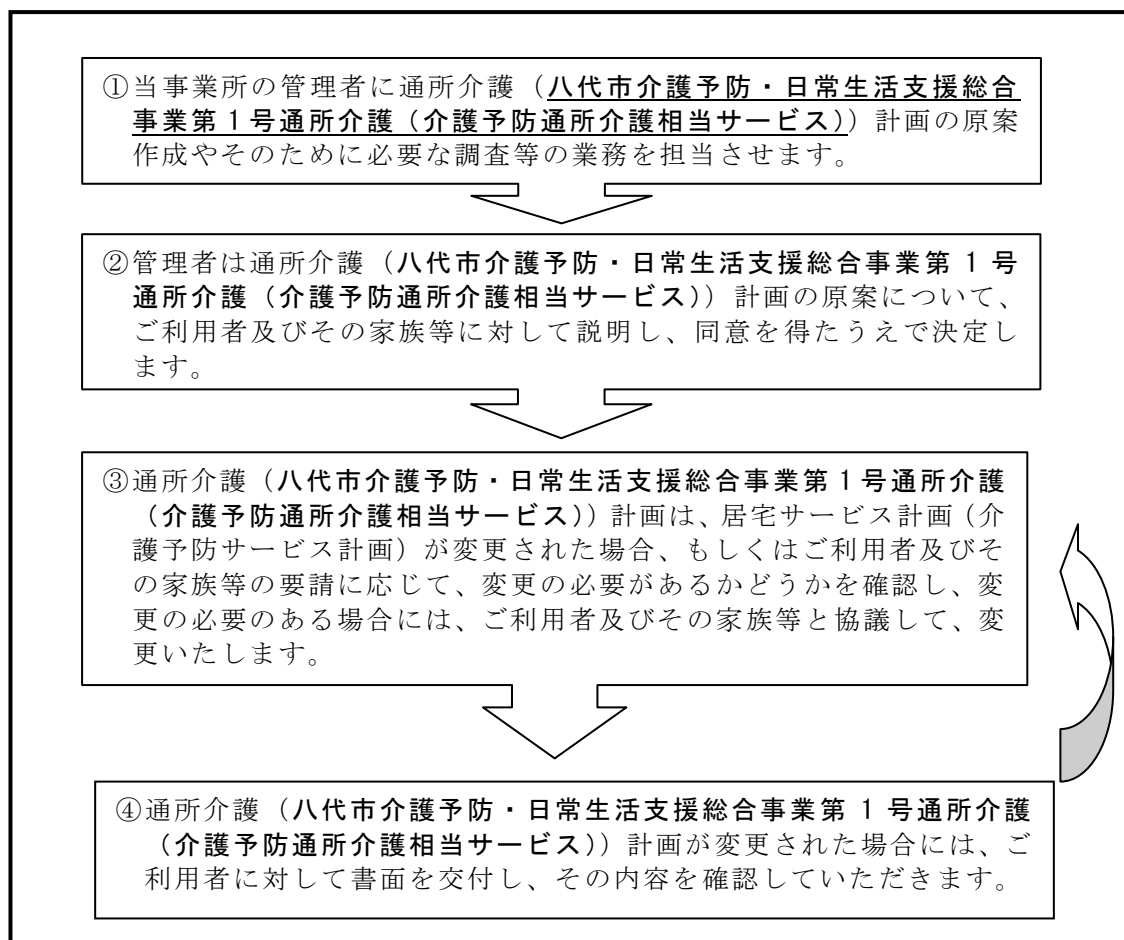
- ・利用者及びその家族からの苦情をお受けしたときは、まず上記担当者が苦情の内容をお聞きし、苦情の相手先がどこであるかの把握を行います。
- ・利用者及びケアマネジャーと連絡を行い、苦情内容の確認を行います。
- ・苦情内容に応じて必要により、事業所内で検討会議を開き、苦情解決のための対応策を作成し、利用者及び苦情の相手先へ説明し、同意を得ます。《苦情の相手先が居宅介護サービス事業所（第1号通所事業）であった場合、改善すべき点があればその改善を指示します。》
- ・上記の流れにより苦情の解決を図った後は、利用者及び苦情の相手先に、苦情の原因となったことが真に解決されているか確認します。
- ・その後も両者とは常時連携を図り、同じような苦情が再発しないように十分に配慮します。
- ・苦情内容及び処理経過については、苦情処理台帳として記録に保存し、その後の通所介護に役立てるようにします。
- ・苦情処理は他の業務に優先して行うものとし、次の居宅サービス提供時までにはその解決が図られるよう努力します。

3 その他参考事項

- ・市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ・国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ・熊本県福祉サービス運営適正化委員会の調査に協力するとともに、熊本県福祉サービス運営適正化委員会から助言、勧告を受けた場合においては、当該助言又は勧告を尊重します。
- ・利用者からの契約解除の申出に対して迅速に解約に応じます。
- ・上記に記載した以外の対応措置については、その都度本会で協議し、利用の立場に立って処理します。

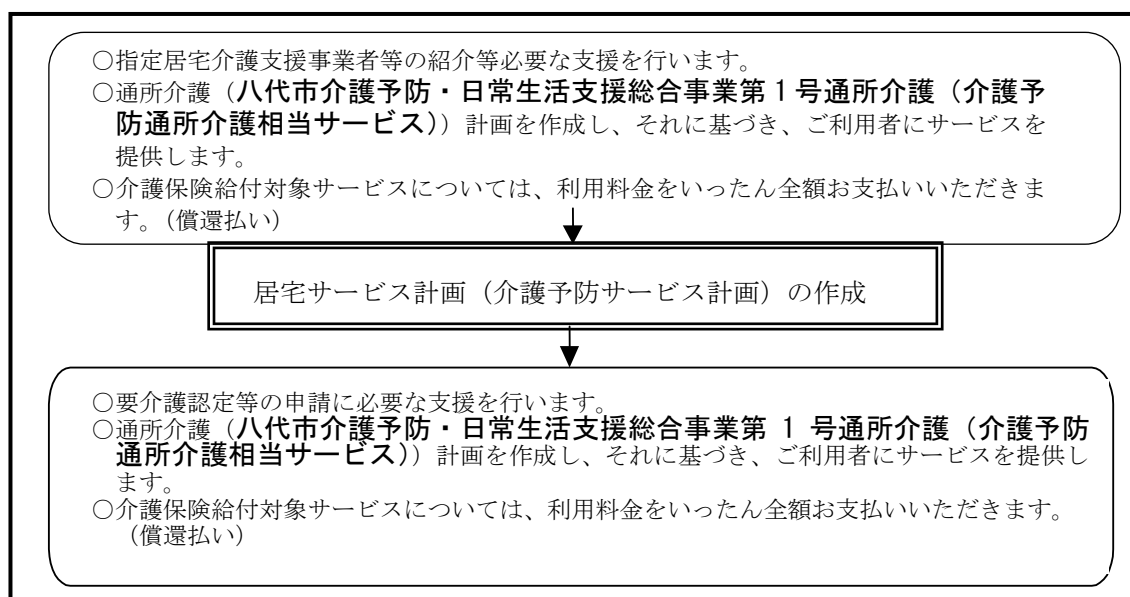
7. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

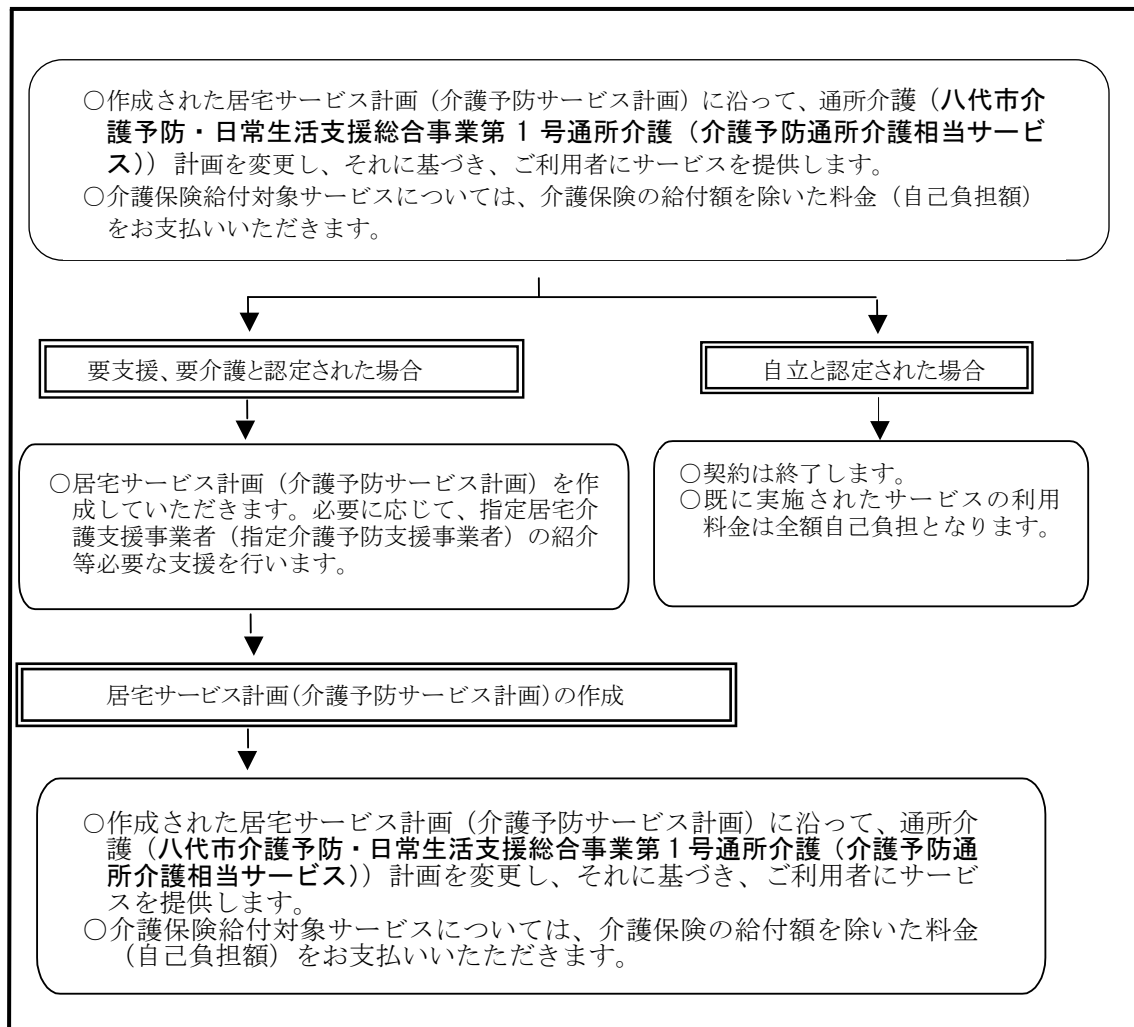


（２）ご利用者に係る「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定等を受けている場合



②要介護認定等を受けていない場合



8. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

（1）当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員又は医師と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

(2) 緊急時の対応

当事業所では、ご利用者の体調異常、災害などの緊急時には、次の対応を行います。

1 送迎時におけるご利用者の体調異常などの場合

※現場での対応＜介護職員等＞

①介護職員等は、管理者又は生活相談員に電話を入れます。

②主治医又は救急車が到着するまで、主治医の指示を仰ぎ処置を講じます。

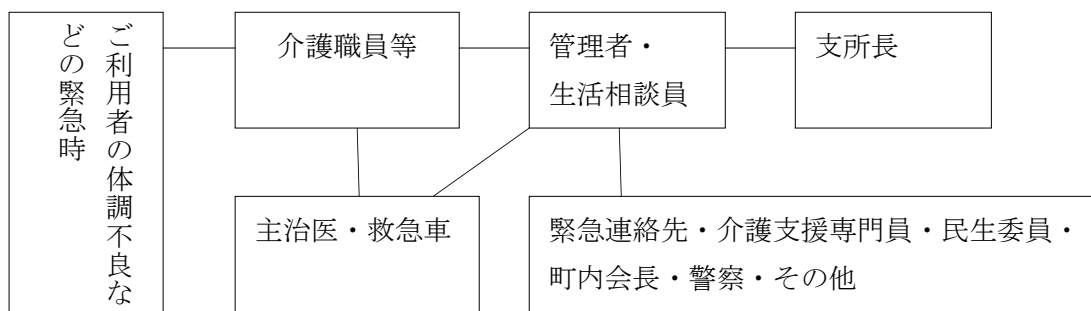
※管理者又は生活相談員の対応

①当該ご利用者の緊急連絡先（家族や知人など）及び担当介護支援専門員、他に電話を入れます。

②管理者等は支所長に報告を入れます。

③当該介護職員等が、次のご利用者への送迎が困難と判断される場合は、代理の介護職員等を手配するなどの措置を講じます。

【対応体制（1）】



2 施設内におけるご利用者の体調異常などの場合

※施設内での対応＜看護職員等＞

①看護職員等は、管理者又は生活相談員に報告します。

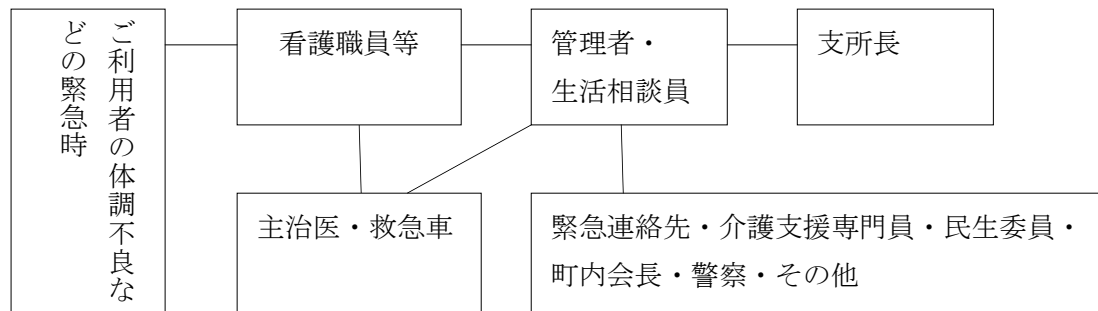
②主治医又は救急車が到着するまで、主治医の指示を仰ぎ処置を講じます。

※管理者又は生活相談員の対応

①当該ご利用者の緊急連絡先（家族や知人など）及び担当介護支援専門員、他に電話を入れます。

②管理者等は支所長に報告を入れます。

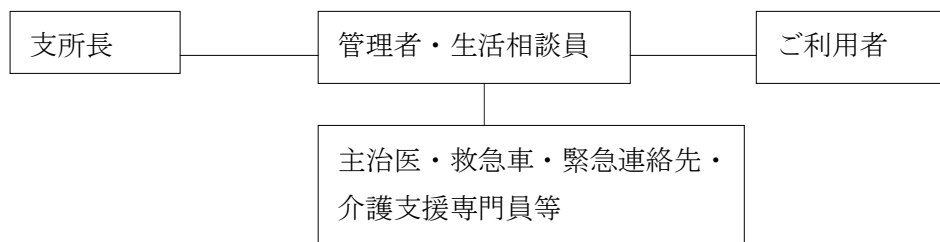
【対応体制（２）】



3 災害緊急時の場合

- ①支所長は、管理者又は生活相談員にご利用者の安否確認を行うよう指示をします。
 - ②管理者又は生活相談員は、ご利用者の安否確認が出来次第、支所長に報告します。
- ※必要に応じて、主治医・救急車に連絡し、ご利用者の緊急連絡先（家族や知人など）及び担当介護支援専門員等に報告します。

【対応体制（３）】



9. 虐待防止に関する事項（運営規程第25条参照）

- （１）当事業所では、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - ④前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- （２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定等の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。ただし、②～⑦により契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。（契約書第16条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定等によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下（1）をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下（2）をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに当事業所に通知してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定通所介護**第1号通所介護**（第1号通所事業（介護予防相当通所介護））を実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

年 月 日

指定通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

八代市社協さわやか荘

説明者職名 管理者 氏名 塚田 由美 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護（八代市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所介護（介護予防通所介護相当サービス））の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

利用者の意思を確認のうえ、利用者に代わり私が記名捺印します。

代理人（続柄： ）

住所

氏名 印

家族代表（続柄： ）

住所

氏名 印